

平成22年度人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

1 事業名	採用時教養における人権教育			2 担当課(室)	警察学校
3 研修設定の意図及び具体的目標	新たに採用された警察職員に対して、社会人として必要な人権に対する認識を深め、適正な職務執行に資することを目的とする。				
4 対象者	警察学校入校中の警察職員			5 22年度の参加者数	445人
実施状況	6 開催期日	通年			
	7 会場	警察学校			
	8 研修テーマ	① 人権一般 ② 高齢者疑似体験			
	9 講師等	① 教育主事 ② (株)大井製作所 代表取締役			
	10 研修手法	① 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他(疑似体験)	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()
	11 アンケート等	① 実施している ② 実施していない			

※研修手法は該当する番号を○で囲んでください。(その他の場合は具体的に記入してください。例:啓発ビデオ上映等)

評価	12 研修計画(テーマ・手法等)について	人権に関する教養については広く教育主事が担当し、人権全般に関する教養を実施して現状認識させるとともに、特に「新京都府人権教育・啓発推進計画」が掲げる人権問題について教養を実施した。とりわけ、近年重視されている犯罪被害者等の人権・DV・児童虐待等、女性・子供に関する人権問題を中心に据え、警察官として必要な人権感覚や認識の深化を図った。 また、高齢者の身体的な状態を体験するため、高齢者の身体機能を擬する装置を装着して歩行したり、車椅子を操作する等、高齢者疑似体験を行い、高齢者や障害者に対する理解を深める教養を実施した。
	13 参加状況について	単なる一般教養に終わらせることなく、警察活動において不可欠な研修という位置付けにより、自らが積極的に体験し学ぶという姿勢で全対象者が受講した。
	14 研修効果について	人権に関する各種教養については、自らが積極的に体験し学ぶという研修方式による教養を行い、理解進度については各人に意見を求めたり、アンケートによって人権意識を分析する等の方法により理解度の検証を行った。 また、高齢者疑似体験等体験型の教養を取り入れることで、更に研修教養の理解が進んでいるかを検証し、双方の教養効果を高めた。

※研修効果はアンケートの集計結果等を参考に記入してください。

平成22年度人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

1 事業名	職務倫理教養		2 担当課(室)	教養課	
3 研修設定の意図及び具体的目標	警察職員一人一人が、その職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成することを目的とする。				
4 対象者	全警察職員		5 22年度の参加者数		
実施状況	6 開催期日	通年			
	7 会場	警察本部及び警察署			
	8 研修テーマ	(1) 職務倫理意識の向上 (2) 誇りと使命感の向上			
	9 講師等	(1) 副署長、警務課長等 (2) 課長、係長等			
	10 研修手法	(1) 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 ④ その他(グループ討議)	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他(1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他(1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他(
	11 アンケート等	(1) 実施している (2) 実施していない			

※研修手法は該当する番号を○で囲んでください。(他の場合は具体的に記入してください。例:啓発ビデオ上映等)

評価	12 研修計画(テーマ・手法等)について	各種教養資料を活用した講義をはじめ、教養ビデオの上映、対象者を絞った犯罪被害者支援、セクシュアルハラスメント等に関するグループ討議等を実施した。
	13 参加状況について	朝礼、招集行事等において所属職員に対する教養や勤務制に応じた小集団によるグループ討議を実施し、教養参加者の確保を図った。また、参加できなかった職員に対する補完教養を実施した。
	14 研修効果について	犯罪被害者支援やセクシュアルハラスメントなど、身近なテーマを題材とした教養、教養ビデオの鑑賞やグループ討議を実施することで対象者の関心を高めることができるほか、問題点や改善点等についての意見交換が行え、教養効果を高めることができた。

※研修効果はアンケートの集計結果等を参考に記入してください。

平成22年度人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

1 事業名	手話講習		2 担当課(室)	教養課	
3 研修設定の意図及び具体的目標	障害者的心情に配意した警察活動を推進する施策の一環として、警察署等において直接市民に接する警察職員に対して、手話技能を習得させることにより、適切な市民応接の推進を目的とする。				
4 対象者	警察本部及び警察署に勤務する手話のできる警察職員		5 22年度の参加者数	107名	
実施状況	6 開催期日	平成22年7月5日、6日、7日	平成23年1月26日、27日、28日		
	7 会場	警察本部	警察本部		
	8 研修テーマ	① 警察実務に係る手話表現方法の確認 ② 警察事象の変化に伴う新たな手話表現の習得 ③ 聴覚言語障害者の現状や心情への塾察	① 警察実務に係る手話表現方法の確認 ② 警察事象の変化に伴う新たな手話表現の習得 ③ 聴覚言語障害者の現状や心情への塾察		
	9 講師等	① 民間手話指導員 ② 聴覚言語障害者	① 民間手話指導員 ② 聴覚言語障害者		
	10 研修手法	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()
	11 アンケート等	① 実施している ② 実施していない			

*研修手法は該当する番号を○で囲んでください。(その他の場合は具体的に記入してください。例:啓発ビデオ上映等)

評価	12 研修計画(テーマ・手法等)について	警察本部や警察署において、手話指定員として指定されている警察職員に対して、聴覚言語障害者の立場や心情に配意した各種警察活動に必要となる手話表現の習得を目的として、想定問題による演習のほか、聴覚言語障害者との会話演習や手話通訳士による講義をカリキュラムに取り入れ、手話技能の向上を図るとともに聴覚言語障害者に対する理解を深めた。
	13 参加状況について	前期、後期の2回実施し、交替制勤務や窓口業務に従事している対象者の利便を考慮して、前・後期とも3日間のうち1日を選択して受講させた。
	14 研修効果について	手話技能の向上のみならず、聴覚言語障害者との実戦会話や手話通訳士による講義を研修に盛り込み、聴覚言語障害者に対する理解を深めるカリキュラムを設定した。 受講者からは、「手話通訳士の体験談は大変参考になった」、「1つの手話の語彙の広さを改めて痛感し、通訳の際の語句の選択の重要性を実感した」等、研修に前向きな意見が聞かれるなど、聴覚言語障害者に対する理解を深める上で一定の成果が得られた。

*研修効果はアンケートの集計結果等を参考に記入してください。

平成22年度人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

1 事業名	犯罪被害者支援担当者研修会			2 担当課(室) 警察本部警務課犯罪被害者支援室	
3 研修設定の意図及び具体的目標	警察署の犯罪被害者支援担当者に対して、被害者支援の重要性、担当者の任務、各種犯罪被害者支援制度等に係る教養をすることにより、被害者の心情に配意した支援活動の推進を図る。				
4 対象者	警察署の犯罪被害者支援担当者		5 22年度の参加者数	16人	
実施状況	6 開催期日	平成22年4月15日			
	7 会場	警察本部			
	8 研修テーマ	①指定被害者支援要員制度と任務 ②被害者支援にかかる各種制度			
	9 講師等	①犯罪被害者支援室担当者 ②臨床心理士			
	10 研修手法	①講義 ②ワークショップ ③現地研修 ④その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()
	11 アンケート等	1 実施している 2 実施していない			

※研修手法は該当する番号を○で囲んでください。(他の場合は具体的に記入してください。例:啓発ビデオ上映等)

評価	12 研修計画(テーマ・手法等)について	犯罪被害者に係る各種支援制度の講義及び支援事例の発表による検討等により、犯罪被害者等に対する支援要領について研修を行った。
	13 参加状況について	府下各警察署の犯罪被害者支援担当者が参加した。
	14 研修効果について	経験豊富な担当者による支援事例の発表など、人事異動により新たに犯罪被害者支援業務を担当することになった職員を対象とした教養を進めることにより、犯罪被害者支援の手法や留意事項等を周知し、警察署において均質の支援が図れる体制の構築が期待できる。

※研修効果はアンケートの集計結果等を参考に記入してください。

平成22年度人権教育・啓発事業実施状況(研修事業)

1 事業名	犯罪被害者支援担当者専科教養			2 担当課(室)	警察本部警務課犯罪被害者支援室
3 研修設定の意図及び具体的目標	警察署の犯罪被害者支援担当者に対して、被害者支援の重要性、担当者の任務、各種犯罪被害者支援制度等に係る教養をすることにより、被害者の心情に配慮した支援活動の推進を図る。				
4 対象者	警察署の犯罪被害者支援担当者			5 22年度の参加者数	26人
実施状況	6 開催期日	平成22年10月19日から22日までの間			
	7 会場	警察学校			
	8 研修テーマ	①指定被害者支援要員制度と任務 ②被害者支援にかかる各種制度 ③被害者心理等			
	9 講師等	①犯罪被害者支援室担当者 ②部外講師			
	10 研修手法	① 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()	1 講義 2 ワークショップ 3 現地研修 4 その他()
	11 アンケート等	1 実施している 2 実施していない			

※研修手法は該当する番号を○で囲んでください。(その他の場合は具体的に記入してください。例:啓発ビデオ上映等)

評価	12 研修計画(テーマ・手法等)について	犯罪被害者に係る各種支援制度の講義及び支援事例の発表による検討等により、犯罪被害者等に対する支援要領について研修を行った。
	13 参加状況について	府下各警察署の犯罪被害者支援担当者が参加した。
	14 研修効果について	経験豊富な担当者による支援事例の発表など、府下各警察署の犯罪被害者支援業務を担当する職員を対象とした教養を進めることにより、犯罪被害者支援の手法や留意事項等を周知し、各担当職員の能力向上と警察署において均質の支援が図れる体制の構築が期待できる。

※研修効果はアンケートの集計結果等を参考に記入してください。